

社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会基金積立規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が設置する基金について、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び設置目的)

第2条 本会が設置する基金の名称及び設置目的は、次の表のとおりとする。

運営基金	本会の適正な運営と経営安定のための資金に充てる。
ほほえみ基金	災害等により事業の財源が不足する場合又はボランティア活動の振興及び支援に関する事業等の資金に充てる。
介護事業基金	介護事業の適正な運営と経営安定のための資金に充てる。
保育事業基金	保育事業の適正な運営と経営安定のための資金に充てる。

(積立て又は処分)

第3条 基金は、前条に規定する設置目的のために積立て又は処分をすることができる。

2 基金の積立て及び処分の額は、それぞれ毎会計年度の資金収支予算で定めるところによる。

3 前項の規定にかかわらず、各会計年度において資金収支決算上余剰金が生じたときは、当該余剰金の全部又は一部を基金に編入することができる。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金から生ずる収益は、毎会計年度の資金収支予算に計上して当該基金に編入するものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(規程の廃止)

- 2 社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会運営基金積立規程（平成18年3月20日施行）は、令和5年3月31日をもって廃止する。
- 3 社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会ほほえみ基金積立規程（平成18年3月20日施行）は、令和5年3月31日をもって廃止する。
- 4 社会福祉法人北名古屋市社会福祉協議会介護事業基金積立規程（平成21年4月1日施行）は、令和5年3月31日をもって廃止する。